

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	甲賀市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koka.lg.jp/9569.htm

執行機関名 甲賀市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第90号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第90号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年条例第90号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>乳幼児</u> 、 <u>小中学生</u> 、 <u>重度心身障害者(児)</u> 、 <u>母子家庭の母等及び児童</u> 、 <u>父子家庭の父等及び児童</u> 、 <u>ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦</u> の医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年条例第90号)第1条 甲賀市福祉医療助成条例施行規則(平成16年規則第61号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児、小中学生に係る申請等(申請又は届出という。)の受理、その申請等に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る <u>生活保護関係情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る <u>生活保護関係情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
備考		